

8. まちなか居住再生事業

◆事業内容

中心市街地の狭あい道路（幅 4m未満の市道）を拡幅し、若者と高齢者が共に暮らす「にぎわいのあるまちなか」を取り戻すことを目的に、道路中心線から 3m後退して住宅を新築する方に支援します。

◆助成内容

(1) 狭あい道路整備事業

指定エリア（まちなか区域）で、前面道路が 4m未満の市道敷地を、道路中心線から 3m以上後退させて住宅を新築または建て替える場合に、後退部分の敷地を市が購入します。

(2) 住宅建替え奨励金

奨励金の額 解体費の 50%（上限 50 万円）

借入額の 10%（上限 100 万円）

交付条件 ①～⑥のすべてに該当すること

- ①まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人
- ②住宅を取得するために金融機関から資金を借り入れた人
- ③一戸建て住宅を解体し、市内建築業者で建て替えること
- ④玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えた「まちなか景観基準」に適合する住宅であること
- ⑤併用住宅の場合は、延床面積の 50%以上が居住部分であること
- ⑥市税に滞納がないこと

(3) 共同住宅建設奨励金

奨励金の額 設計費の 50%（上限 100 万円）

1 住戸あたり 100 万円（上限建設費の 10%）

交付条件 ①～⑤のすべてに該当すること

- ①まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人

